

○市貝町家庭用低炭素化促進設備設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町が交付する市貝町家庭用低炭素化促進設備設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、市貝町補助金等交付規則（昭和51年市貝町規則第12号。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、町民の新エネルギー及び省エネルギー設備等の導入を支援することにより、家庭部門の低炭素化を促進し、もって地球温暖化防止を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) ZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）Net Zero Energy House
外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅であって、ZEHロードマップ（平成27年12月経済産業省策定）における「ZEHの定義」（Nearly ZEHを除く。）を満たすものをいう。
- (2) 国ZEH補助金 国が実施するZEHを対象とした補助金をいう。
- (3) BELS 「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）」に基づく第三者認証の一つである「建築物省エネルギー性能表示制度」をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、別表1に定める補助の要件を満たした補助対象設備（以下「関連設備」という。）を、個人が市貝町内において自らが居住する住宅（店舗等併用住宅を含む。以下「住宅」という。）に導入する事業であって、次の各号のいずれかに該当する事業をいう。

- (1) 関連設備が付属した住宅を新築又は購入する事業
- (2) 関連設備を住宅に設置する事業

2 前項の規定にかかわらず、ZEHに係る事業については、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 個人が市貝町内において自らが居住する目的で、ZEHを新築若しくは購入する事業又は既存住宅をZEHへ改修する事業であること。

(2) 以下のいずれかにより、ZEHであることを証明できる住宅であること。

ア 国ZEH補助金を受ける住宅

イ BELSにより、ZEHであることが示されている住宅

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

(1) 市貝町内に住所を有する者又は市貝町内の住宅の購入、新築、建て替え等のため、市貝町外に居住している者であって、設置事業完了日以後1年以内に町内に住所を有する見込みのある者

(2) 世帯員全員が町税を滞納していないこと。

(3) 同一年度内において、本人又は同一世帯に属する者が本要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(4) 同一年度内において、関連設備を設置した住宅が本要綱に基づく補助金の交付決定の対象となっていないこと。

(補助対象経費の範囲及び補助金の額)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は別表2に定めるものとし、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設置事業に着手する前に、市貝町家庭用低炭素化促進設備設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、別表3に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請を受理したときは、速やかに書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定をしたときは、市貝町家庭用低炭素化促進設備設置費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助しないことを決定したときは、市貝町家庭用低炭素化促進設備設置費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(申請の変更等)

第9条 前条の規定により交付決定の通知を受けた申請者は、申請の内容を変更するとき又は設置を中止しようとするときは、市貝町家庭用低炭素化促進設備設置費補助金変更等承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更等の承認)

第10条 町長は、前条の申請があったときは、承認するか否かを決定し、市貝町家庭用低炭素化促進設備設置費補助金変更等承認書(様式第5号)により、申請者に対し通知するものとする。

(完了報告)

第11条 申請者は、事業が完了した日(住宅の新築又は購入する場合は引渡しの日)から30日以内に、市貝町家庭用低炭素化促進設備設置完了報告書(様式第6号)に、次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書その他支払を証する書類の写し
- (2) 関連設備の導入状況が確認できる写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第12条 町長は、前条の規定により提出された完了報告書を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付額を確定し、市貝町家庭用低炭素化促進設備設置費補助金交付額確定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定により補助金交付額の確定を受けた申請者は、市貝町家庭用低炭素化促進設備設置費補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(協力)

第14条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、町が取り組んでいる地球温暖化対策に関する取組等について協力を求めることができる。

(維持管理)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。)で定める法定耐用年数(以下「法定耐用年数」という。)の期間

適正な維持管理に努めなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 補助金の交付を受けた者は、法定耐用年数の期間内において、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し又は担保に供してはならない。

(財産処分の承認)

第17条 補助金の交付を受けた者は、前条の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市貝町家庭用低炭素化促進設備設置費補助金財産処分承認申請書（様式第9号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に定める申請書が提出された場合において、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部の返還させることができる。

3 町長は、前項の規定により返還を求めるときは、補助金等返還請求書により期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

4 前項に規定する補助金の全部又は一部に相当する金額は、次の式により算定した額とする。

取得財産等に係る補助金の額×（取得財産等に係る法定耐用年数－供用年数）／取得財産等に係る法定耐用年数

5 前項に規定する供用年数は使用に供した日から取得財産等を処分する日までの年数をいう。なお、それぞれの年数に1年未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は町長が別に定める。

別表第1（第4条関係）

| 補助対象機器 | 補助の要件 |
|-----------|---|
| 太陽光発電システム | ・ 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電するシステムであって、発電した電力が、当該システムが設置される住宅におい |

| | |
|-------------|---|
| | <p>て消費されるよう配線されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光モジュールの増設及び施設改修等でないこと。 <p>※「ZEH」との併給は不可。</p> |
| 定置型蓄電池 | <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電容量が1kW以上の定置型蓄電池に加え、インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えた設備として一体的に構成されているものであること。 ・補助対象機器に対して発行されている保証書の日付が当該補助年度内であること。 ・未使用であり、かつ、リース契約によるものでないこと。 <p>※「ZEH」との併給は不可。</p> |
| ZEH | <ul style="list-style-type: none"> ・ZEHの引き渡し完了した日が当該補助年度内であること。 <p>※「太陽光発電システム」及び「定置型蓄電池」との併給は不可。</p> |
| 木質バイオマスストーブ | <ul style="list-style-type: none"> ・木質ペレット、薪、チップを燃料とする室内暖房装置であること。 ・未使用であり、かつ、リース契約によるものでないこと。 |

別表第2（第6条関係）

| 補助対象機器 | 補助対象経費 | 補助金額 |
|-----------|--|-----------------------|
| 太陽光発電システム | <p>補助金の申請を行う年度の4月1日以後に購入した機器の購入費及び設置工事費（消費税を除く。）。 設置工事費は、機器工事と一体不可分の工事に限る。</p> <p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光モジュール ・架台 | 補助対象経費の10パーセント（上限5万円） |

| | | |
|-------------|---|-----------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・インバータ ・保護装置 ・接続箱 ・直流側開閉器 ・交流側開閉器 ・設置工事費用（配線や電気工事を 含む。） | |
| 定置型蓄電池 | <p>補助金の申請を行う年度の4月1日以後に購入した機器の購入費及び設置工事費（消費税を除く。） 設置工事費は、機器工事と一体不可分の工事に限る。</p> <p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定置型蓄電池本体 ・設置工事費用（配線や電気工事を 含む。） | 補助対象経費の10パーセント（上限5万円） |
| ZEH | <p>国ZEH補助金において補助対象とされている設計費、設備費、工事費等</p> <p>【補助対象設備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ性能表示評価書 ・高断熱外皮 ・空調設備 ・給湯設備 ・換気設備 | 10万円 |
| 木質バイオマスストーブ | <p>補助金の申請を行う年度の4月1日以後に購入した機器の購入費及び設置工事費（消費税を除く。） 設置工事費は、機器工事と一体不可分の工事に限る。</p> <p>【補助対象経費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマスストーブ本体 | 補助対象経費の10パーセント（上限5万円） |

| | | |
|--|---------|--|
| | ・設置工事費用 | |
|--|---------|--|

別表3（第7条関係）

| 補助対象機器 | 補助の要件 |
|-------------|--|
| 太陽光発電システム | <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムに係る国が発行する事業計画の認定通知の写し ・当該システムの設置費用の内訳が記載された見積書又は工事請負契約書等の写し ・モジュールの枚数がわかる配置図 ・電力会社との系統連系及び電力受給に関する契約を証明できる書類の写し |
| 定置型蓄電池 | <ul style="list-style-type: none"> ・定置型蓄電池の設置費用の内訳が記載された見積書又は工事請負契約書等の写し ・当該機器の保証書の写し ・設置しようとする機器の型式及び仕様等が確認できる書類 |
| ZEH | <ul style="list-style-type: none"> ・国ZEH補助金採択事業の補助金交付決定通知書及び額確定通知書 ・ZEH住宅設置に係る工事請負契約書等の写し ・ZEH住宅の所在地がわかる地図 ・BELS評価書の写し |
| 木質バイオマスストーブ | <ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマスストーブの設置費用の内訳が記載された見積書又は工事請負契約書等の写し ・当該機器の保証書の写し ・設置しようとする機器の型式及び仕様等が確認できる書類 |